

令和6年度
重度障がい者通所施設整備事業
募集要項

令和6年11月

交野市福祉部障がい福祉課

目 次

1	事業実施の趣旨	3
2	募集する障がい福祉サービス事業及び施設概要等	3
3	貸付条件等	5
4	事業運営の基本事項	6
5	整備・運営を行う候補事業者の選定方法等	7
6	応募資格等	7
7	施設整備及び運営に関する基本的条件	8
8	応募事業者説明会	11
9	質問の受付及び回答	11
10	応募手続	12
11	評価基準	14
12	審査手続	15
13	選定結果の通知・公表	15
14	スケジュール	15
15	契約手続	16
16	候補事業者による地域等への説明	16
17	その他	16
18	問合せ	17

1 事業実施の趣旨

交野市（以下、「本市」という。）では交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画等の中で充足が求められてきた医療的ケアが必要な方を含む重度障がいのある方が利用可能な施設の整備が経年の課題となっている。令和5年度末に策定された交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においても、重度障がいのある方が地域で暮らし続けられる資源の整備とサービス提供の確保を掲げており、障がい児者支援の充実強化を図る為、今般市有地を活用し、当該施設の整備・運営を行う候補事業者の公募、選定を行うもの。

候補事業者の選定は、プロポーザル（提案）方式により、令和6年度重度障がい者通所施設整備事業募集要項（以下、「本募集要項」という。）に定める応募資格を満たす候補事業者の中から、整備・運営について具体的な提案を受け、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング審査を総合的に評価し、決定する。

2 募集する障がい福祉サービス事業及び施設概要等

（1）必須事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する「生活介護事業」 定員20名以上

- ・主たる対象者を医療的ケアが必要な人を含む重症心身障がい者とすること。
- ・賃貸借期間を通算した30年間の事業実施とすること。

※主として重症心身障がい児者を対象とした多機能型事業所として、生活介護事業を実施する形を含む。その場合は、生活介護事業における最低定員以上の定員設定とすること。

（2）任意事業

事業者の提案事業として、必須事業の継続を阻害せず、重度障がい児者の支援強化・サービス拡充を図れる内容であれば、必須事業以外の指定障害福祉サービス事業の併設を可とする。

ただし、任意事業については、障害者総合支援法又は児童福祉法で規定された事業を提案（共同生活援助を除く）するものとする。

（3）開設予定時期

令和8年度中の開設を原則とする。

※ただし、資金計画上、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策整備交付金の活用を検討している場合、双方協議の上で別途決定する。

(4) 貸付物件概要

本市が候補事業者に、以下に記す土地（以下、「貸付物件」という。）を貸付け、貸付物件を借り受ける候補事業者が、自ら障がい福祉サービス事業の用に供する建物、その他工作物（以下、「本件建物」という。）を整備し、事業所を設置し、運営するものである。

- ①貸付地　：交野市東倉治1丁目441番2及び441番4の一部
- ②敷地面積：1,068 m²（東倉治1丁目441番2）
- ③権利関係：本市と候補事業者にて定期借地権付賃貸借契約を締結する。

(5) 物件現況

貸付物件南側堤塘敷にはフェンスが設置されている。また、北側隣接には別の社会福祉法人施設があり、一部フェンスにて遮断されている。

東側隣接は、住宅地があり、フェンスにて遮断されている。また、西側の接道から物件東側に向けて傾斜があり手前を駐車場、奥を耕作地として使用している。

(6) 建築上の法規制

①当該地域地区等

- 用途地域：第一種中高層住居専用地域
- 防火指定：建築基準法第22条指定区域
- 建ぺい率：60%
- 容積率　：200%
- 高度地区：第二種高度地区

②埋蔵文化財：埋蔵文化財包蔵地の該当なし

③土砂災害警戒区域：物件東側約半分が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に該当

※利用者の安全確保等の観点から、建設にあたり事業者にて適切なイエローゾーン対策・配慮を行うこと

(7) 接道状況

西側：市道倉治神宮寺線・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項道路

※貸付地一部（東倉治1丁目441番4）は、開発時セットバックが必要。

(8) 現地見学

現地事前見学について、無断での敷地内への立ち入りは禁止する。敷地外からの現況確認は可能であるが、近隣等の迷惑にならないように配慮すること。

また、個別の現地見学実施について調整可能である為、障がい福祉課へ事前に相談すること。

3 貸付条件等

候補事業者は、以下の条件により、本市と貸付物件の事業用定期借地権付賃貸借契約を締結するものとする。

(1) 貸付期間

※事業用定期借地権付賃貸借契約期間を 30 年間とし、詳細については別途仕様書に定める。

(2) 貸付料

※契約期間：1 年目から 15 年目まで「免除」

16 年目から 30 年目まで「有償」

「有償」…不動産鑑定価格から本市貸付基準にて算出された額に減免を考慮した額を予定。

(3) 用途指定

候補事業者は、「2 募集する障がい福祉サービス事業及び施設概要等」に定める用途として使用しなければならない。

なお、本市の承諾等無く、目的以外に使用した場合、貸付物件を速やかに原状回復の上、返還すること。

(4) 本件建物の貸付け

候補事業者は、貸付物件上に候補事業者が整備した本件建物を第三者に貸付けることはできない。

なお、第三者に転貸しした事実が判明した場合、貸付物件を速やかに原状回復し、返還すること。

(5) 施設整備の費用等

貸付物件における施設、設備等の建設は、候補事業者の負担により行うこと。

(6) 維持・管理

貸付物件及び本件建物等の維持・管理は候補事業者の責任と負担により行うこと。

(7) 物件の返還等

貸付期間満了のとき、または候補事業者の都合により貸付に係る契約を解除したときは、候補事業者の負担により、貸付物件を直ちに原状回復し返還すること。

ただし、本市が必要と認めたときは、本件建物を交野市に無償譲渡するものとする。

(8) 契約更新

契約の更新は行わない。

(9) その他

①候補事業者は、貸付物件の事業用定期借地権付賃貸借契約を締結後、貸付物件について数量の不足、地下埋設物等埋蔵の瑕疵、またはその

他隠れた瑕疵があった場合でも、損害賠償の請求をすることはできない。

- ②契約解除その他の事項については、貸付物件の定期借地権付賃貸借契約書にて定める。

4 事業運営の基本事項

- (1) 地方自治法その他の関係法令、本募集要領、別途仕様書に定めた内容を遵守すること。
- (2) 基本的人権に十分配慮した施設の運営を行うこと。
- (3) 利用者が安定した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスを提供し、また地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のための必要な支援その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと。
- (4) 利用者の生命・身体の安全確保を行い、その健康管理に努めること。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 利用者が快適に過ごせるよう施設の環境を整え、充実した支援等のための条件整備に努めること。
- (7) 利用者の増加と利用率の向上に努め、障がい福祉の増進を図ること。
- (8) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (9) 個人情報適切な管理を行い、当該事業上、知り得た秘密は他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。また、守秘義務は、従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- (10) 事業の実施にあたっては、事業計画書を作成することとし、収支予算書等に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (11) 近隣住民・近隣施設との良好な関係を維持するとともに関係機関との密接な連携に努めること。
- (12) ゴミの削減、省エネルギー、CO2削減等環境に配慮した運営を行うこと。
- (13) 運営する事業に関する記録を作成し、本市が求めた際には必要に応じて報告書等を提出すること。また関係行政機関への各種報告・届出等の業務を行うこと。

5 整備・運営を行う候補事業者の選定方法等

(1) 整備・運営を行う候補事業者の選定方法

- ①整備・運営を行う候補事業者の選定は、交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会（以下、「選定委員会」という。）での審査に基づき、交野市長が決定する。
- ②審査は、書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング審査にて行うものとする。

(2) 審査項目

以下の項目について、総合的に評価する。

- ①運営の確実性（運営理念、組織運営、事業実績、財政状況等）
- ②事業計画（重度障がい者（児）への支援方法、医療的ケア、職員等の確保、防災対策、安全管理等）
- ③その他（任意事業の提案内容等）

6 応募資格等

本事業に応募する候補事業者は、以下に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。なお、同一候補事業者による複数の提案は認めない。

- (1) 令和6年4月1日現在、大阪府等において、主たる対象者を医療的ケアが必要な人を含む重症心身障がい児者として、障害者総合支援法または児童福祉法に規定された指定障害福祉サービス事業を行っていること。
- (2) 本事業を確実かつ円滑に遂行できる知識、技術、経験及びマンパワーを有し、かつ安定した財政基盤を有する法人であること。（法人格の種類は問わない。）
- (3) 財務状況
 - ①応募時に、事業開始当初（開設後6か月分）の運営費を自己資金で確保していること。また、候補事業者が行っている既存事業についても同様に、運営資金が確保されていること。
 - ②応募時に、債務超過となっていないこと。
 - ③過去3年以内に、営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字がないこと。なお、特別損失等の一時的な事由によるものであれば、その原因と黒字への転換計画について提出すること。（原則、開設予定時までには黒字への転換を条件とする。）
 - ④借入金がある場合は、借入先や返済計画等について提出すること。
- (4) 法人として、運営が適正に行われており、応募時に、障がい福祉サービス事業にて、過去5年以内に都道府県または、市区町村が実施した指導・検査等にて重大な指摘等を受けていないか、改善済みで

あること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (6) 障害者総合支援法第 36 条第 3 項各号（指定障害福祉サービス事業者の指定）の規定する事業者には該当しないこと。
- (7) 交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止処分を受けていないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動及び政治活動を主たる目的にしていないこと。
- (10) 本市の障がい福祉行政について十分理解し、積極的にその事業促進に協力すること。
- (11) 候補事業者が、交野市暴力団排除条例及び同施行規則に規定される個人または、団体でないこと。

7 施設整備及び運営に関する基本的条件

以下の項目を施設整備・運営の基本的条件とする。

(1) 事業所の指定

必須事業、任意事業について、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年省令第 171 号）（以下、「指定障害福祉サービス基準」という。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年省令第 15 号）を満たし、大阪府から事業者指定を得ること。

(2) 開設時期

令和 8 年度中の開設を原則とすること。

(3) 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価を 2 年に 1 度以上の頻度で定期的に受審すること。

(4) 施設整備に関する事項

①契約手続

建設工事施工業者等の選定に当たっては、本市に準拠した方法で選定すること。なお、設計と施工を同一業者が請け負うことは出来ない。

②工期

原則として、令和 8 年度中に事業運営を開始できるようにすることとし、工事スケジュールを組む際には、諸般の事情により工期が伸びることも想定し、余裕を持った提案をすること。

③本件建物の建設に当たっての留意点

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）該当箇所に対して、利用者の安

全確保の観点から必要な対策・配慮を行うこと。

物件近接地における建設工事等については、事業者にて必要な調整等を行うこと。

工事車両の通行に関しては、十分な安全対策を講じるとともに、騒音、振動、悪臭及び粉じんの排出を最小限にとどめるように配慮すること。

④駐車スペース等の確保

障がい者福祉施設に必要な車両等を路上に駐車し、または停車することで近隣や他の交通の妨げになることが無いよう、貸付物件内に必要な駐車スペースを確保すること。

⑤地域住民の要望に対する対応

施設整備に当たっては、地域住民等に十分な説明を行うとともに、要望に対しては、誠実に対応すること。

⑥建築物の外観

貸付物件の周辺の景観と調和する外観とすること。

(5) 運営に関する事項

①事業所の設置及び運営等

施設は、候補事業者自ら設置及び運営することとし、本件建物については、本市が認めた場合を除いて、本事業以外に利用してはならない。

②事業の継続期間

本公募に基づいて整備する本件建物において、事業用定期借地権付賃貸借契約期間終了まで継続して必須事業である「生活介護事業」の事業を実施すること。

なお、法改正等により制度変更が生じる場合には、実施する事業について、本市と協議すること。

③利用者

本市支給決定者の利用受入れを優先的に行うものとする。

④医療的ケアの対応

医療的ケアが必要な障がい者(児)が利用する場合、看護職員の配置、医療機関や訪問看護ステーション等と連携を取るなど、適切に対応できるよう準備すること。

⑤従事者の配置

従業者については指定障害福祉サービス基準の規定によるほか、施設の運営が円滑に行われるよう人数、資質、経験年数等を考慮した配置を行うこととし、詳細は別途仕様書に定める。

⑥地域医療機関との連携

候補事業者として選定された後、事業所の嘱託医の確保や緊急時の医療体制等、地域の医療機関との連携について、本市と協議すること。

⑦防災対策等

災害発生時の避難、通報体制の確保、防火体制の確保等、防火・防災

安全対策に万全を期すこと。

⑧交通安全対策

事業所送迎車両の停車時など、見守り職員の配置等により利用者の安全運転対策を講じること。

⑨職員の資質向上等

施設利用者へのサービスの向上が図れるよう、年1回以上研修会等を実施し、職員の資質向上に努めること。また、従業員の定着に努め、異動等がある場合には、十分な引継ぎを行うこと。

⑩地域貢献

日常的に地域住民との交流を図るなど、積極的に地域住民との友好・協力関係を構築するとともに、地域福祉の向上へ貢献出来るような運営を行うこと。

⑪費用等

利用者から予め一定の費用等を預かる場合は、定期的に清算すること。

⑫維持管理

雑草除去等を適宜行い、近隣住民等に配慮した維持管理を行うこと。

⑬その他

本市が要項等の内容を変更する必要がある場合は、その指示に従うこと。

(6) 遵守すべき法令等

- ①社会福祉法（昭和26年法律第45号）・医療法（昭和23年法律第205号）
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑤消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑥障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ⑦障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ⑧高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

8 応募事業者説明会

本公募に関する応募事業者説明会を次のとおり実施する。

参加について応募の必須条件ではないが、応募を予定している候補事業者は、可能な限り参加すること。

(1) 開催日時及び開催場所

日時：令和6年11月29日（金）

午前10時から11時30分まで（予定）

会場：交野市立保健福祉センター 4階 団体共用ルーム2

(2) 参加者

1 候補事業者につき2名までとする。

(3) 申込方法

応募事業者説明会参加申込書（第5号様式）に必要事項を記入の上、メールにて提出。

(4) 申込期限

令和6年11月26日（火）午後5時まで

(5) 提出先

交野市福祉部障がい福祉課

mail : hukusi@city.katano.osaka.jp

※件名は「応募事業者説明会参加申込」とすること。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

①候補事業者募集に関する質問票（第6号様式。以下、「質問票」という。）に要旨を簡潔にまとめ、障がい福祉課メールアドレス（hukusi@city.katano.osaka.jp）へ送付すること。

メールの件名は「重度障がい者通所施設整備事業者公募に関する質疑（応募予定法人名）」とすること。また、受信確認のため市役所の業務時間内に必ず電話連絡を入れること。

②電話、郵便及び窓口訪問による質問は受け付けない。

③提出期限後は、質問票は受け付けない。

(2) 受付期間

令和6年11月15日（金）～12月9日（月）午後5時まで

(3) 回答

質問及び回答は、質疑提出候補事業者を特定できる情報等を除いて、本市ホームページ上に質問及びその回答を随時掲載することし、令和6年12月12日（木）までに回答掲載を完了する。

※内容等が不明瞭なもの等については、回答しないことがある。

10 応募手続

(1) 応募申込書等の提出

応募する候補事業者は、「別表1 応募書類一覧」にある必要書類を提出すること。

(2) 提出部数

製本11部（正本1部・副本10部）及び電子データ

※紙ベースとは別に、電子データ（ワード・エクセル・PDFデータ等）について、CD-RやDVD等のメディア1枚に記録の上、提出すること。

(3) 提出上の注意点

ファイル（A4・縦型・左綴じ）綴り、表紙及び背表紙に施設名（案）及び法人名を記入し、各書類番号を記載したインデックスを付した白表紙を挟み提出すること。（提出書類に直接インデックスを付けないようにしてください。）A4判を横長で使用するものは、用紙の上側で綴ること。

①所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4判または、A3判とすること。

②提出期間を過ぎての計画内容等の変更は受け付けない。

(4) 追加書類の提出及びヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めまたは、ヒアリングをすることがある。

(5) 提出書類等の取扱い

応募申込書類の著作権は、応募申込者に帰属するものとする。ただし、本市は必要に応じて応募申込書類の内容を応募申込者の許可なく無償で使用できるものとする。なお、提出された書類等は、理由の如何を問わず返却はしない。

(6) 費用負担

応募に関して発生する費用は、全て応募申込者の負担とする。

(7) 提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時まで

※提出の際には、事前に連絡し調整すること。

また、令和7年1月9日（木）まで、提出書類の内容確認を兼ねて事前相談を実施する。なお、事前相談は必ず電話にて日時の調整を行うこと。

(8) 提出先・事前相談受付

交野市福祉部障がい福祉課

所在地：交野市天野が原町5-5-1

電話：072-893-6400

(9) 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、理由を付した辞退届（様式任意）を提出すること。

【別表1】応募書類一覧

番号	書類名	必須/任意	様式番号
①	参加表明書	必須	様式第1号
②	法人の登記事項証明書・印鑑証明書	必須	
③	法人の定款の写し（原本証明付き）	必須	
④	直近3年分の以下証明書 ・国税の納税証明書【納税証明書その1】 ・地方税（法人住民税及び法人事業税）の納税証明書及び滞納のない証明 ※本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が応募書類を提出する場合は、支社・支店分を含む。	必須	
⑤	法人税を申告している法人の場合、直近3事業年度分の以下書類の写し ・法人税申告書別表1 ・勘定科目内訳明細書	（必須）	
⑥	令和6年度の法人の事業計画書及び過去3ヵ年（令和3年度～令和5年度）の事業報告書	必須	
⑦	現在法人が実施している障害福祉サービスについて、府県もしくはは地方分権推進制度に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務を移譲されている市の指定を受けた指定書の写し	必須	
⑧	法人の運営理念・応募の動機について	必須	様式第2号の1
⑨	障がい福祉サービス等事業の実績について	必須	様式第2号の2 ①②
⑩	経営の安定性・事業継続性について	必須	様式第2号の3
⑪	過去3ヵ年（令和3年度～令和5年度）の決算書類	必須	
⑫	法人の概要・実施事業等をわかりやすく説明したパンフレット等	任意	
⑬	必須事業内容の適格性について	必須	様式第3号の1
⑭	職員配置計画について	必須	様式第3号の2
⑮	大阪府の「指定障害福祉サービス事業者指定申請書」の添付書類中、「付表3 生活介護事業所の指定に係る記載事項」の様式を使用し、予定で記載して提出すること。	必須	

⑯	管理者、サービス管理責任者の予定者の経歴書、大阪府の「指定障害福祉サービス事業者指定申請書」の添付書類中、「参考様式 2 経歴書」の様式を使用し記載すること。また、職務に関連する資格の取得を証明する書類の写しを添付。	必須	
⑰	障がい児者支援に係る独自対応マニュアル	任意	
⑱	地域・関係機関とのネットワーク構築について	必須	様式第3号の3
⑲	施設整備計画について	必須	様式第3号の4
⑳	任意事業の提案内容について	任意	様式第3号の5
㉑	※任意事業の提案を提出する場合は必須 実施する事業に応じて、大阪府の「指定障害福祉サービス事業者指定申請書」の添付書類の様式を使用し、記載して提出。	※任意	
㉒	危機管理体制について	必須	第4号の1
㉓	不測の事態発生時の独自対応マニュアル	任意	
㉔	衛生・健康管理について	必須	第4号の2
㉕	応募説明会参加申込書	—	様式第5号
㉖	質問書	—	様式第6号

1.1 評価基準

応募書類及び事業者プレゼンテーション、ヒアリング等の内容に基づいて、下記判定項目や評価基準の下、選定委員会委員の評価点の合計点を競う方式により実施する。

■判定項目

(1) 法人の概要・実績・安定性について

法人の運営理念・応募の動機、障がい福祉サービス等事業の実績、法人経営の安定性・継続性など

(2) 事業運営コンセプトについて

必須事業内容の適格性、整備計画及び職員配置計画、任意事業の提案内容など

(3) 安全・衛生・健康管理等について

危機管理体制、衛生・健康管理など

(4) 応募者の業務提案（プレゼンテーション）の内容について

提案の妥当性、具体性、柔軟性など

1 2 審査手順

- ①応募書類の提出（期間：令和6年12月13日～令和7年1月10日）
- ↓
- ②対象事業者の選考・審査（委員会の開催：令和7年1月下旬頃）
 選定委員会において、提出書類及び応募者による提案内容に関するプレゼンテーション（出席者は応募法人の職員に限る）並びにヒアリング等に基づいて、審査基準に基づく審査・評価を行う。
 ※ただし、総評価点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。
 審査の結果、事業者に適当な者がいないと判断されたときは、いずれの事業者も選定しない場合がある。
- ↓
- ③施設整備候補事業者の決定
 委員会による審査・評価を踏まえ、総評価点が最も高い事業者を施設整備候補事業者として決定する。

1 3 選定結果の通知・公表

重度障がい者通所施設整備事業者の選定を行った後、すべての応募者に対し、選定の結果を文書で通知する。なお、審査結果に対しての問い合わせには一切回答しない。

また、決定した候補事業者名及びその提案概要については、選定結果通知後に本市ホームページ等にて公表する。

※選定事業者が不測の事態により辞退等した場合に備え、次順位の応募者を補欠登録する場合があります。

1 4 スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年11月15日（金）	公募開始（障がい福祉課窓口及び本市ホームページで実施要項等の配布）
令和6年11月29日（金）	応募説明会
令和6年11月15日（金）～12月9日（月）	公募に関する質問受付期間（質問回答は随時HP掲示）
令和6年12月12日（木）	公募に関する質問回答の完了
令和6年12月13日（金）～1月10日（金）	応募書類の受付期間
令和7年1月下旬	選定委員審査（書面審査・事業者プレゼン、ヒアリング及び審査）
令和7年1月下旬	候補事業者の決定、審査結果通知
令和7年4月1日（予定）	契約締結

1.5 契約手続

- (1) 決定した候補事業者と契約締結に向けた協議を行うこととし、協議が整った上で契約を締結するものとする。ただし、決定した候補事業者が株式会社等の営利団体である場合は、一度仮契約を締結するものとし、議会による議決の後、本契約を締結するものとする。
- (2) 候補事業者として決定した場合においても、提案内容に虚偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は、取り消す。

1.6 候補事業者による地域への説明

候補事業者として選定された後、地域住民、地元区、自治会、隣接事業者等に対して事業所の開設を周知し、事業内容等について理解が得られるよう努めること。

さらに、建設工事の入札を実施し、施工業者が決定次第、改めて地域説明会等を開催し、工事日程等を説明すること。ただし、候補事業者として正式に選定されるまでは、本市が主催する場所以外で個別に地域住民等に対する説明や調整を行わないこと。

1.7 その他

- (1) 応募事業者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出された応募書類及び提案書類に虚偽または、不正の記載等があった場合は、失格とする。
- (3) 応募者が選定委員会の構成員、その他関係者に対し、本件について接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とする。
- (4) 応募に関する参加報酬はない。また、交通費、その他応募に係る必要な費用は各応募者の負担とする。
- (5) 本市が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することは出来ない。また、本公募に係る検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ず、第三者に対して、これを使用させまたは、内容を提示してはならない。
- (6) その他、本要項に定めがない事項及び疑義が生じたときは、福祉部長が別途定める。

18 問合せ

所在地：交野市天野が原町5-5-1

所管課：交野市福祉部障がい福祉課

電話：072-893-6400（内線608）

FAX：072-895-6065

E-mail：hukusi@city.katano.osaka.jp